

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

(事業報告)

会社の業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

注記事項

(計算書類)

株主資本等変動計算書

注記事項

(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

株式会社 ウェスコホールディングス

第7回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wescohd.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(事業報告)

会社の業務の適正を確保するための体制

当社では2015年4月28日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議しております。当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項は、次のとおりであります。

- 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、ウエスコグループ行動憲章およびコンプライアンス体制にかかる規定を整備し運用する。
 - ・ 当社およびグループ会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および使用人（以下「役職員」という。）は、法令、定款およびウエスコグループ行動憲章等を遵守する。
 - ・ 当社は、コンプライアンス体制の徹底を図るためコンプライアンス室を設置し、グループ会社はコンプライアンス委員会の設置またはコンプライアンス・リーダーを任命する。これらの体制により、コンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
 - ・ 監査室は、コンプライアンス室と連携の上、グループ各社のコンプライアンスおよび内部統制の状況を監査する。監査室は、監査結果を当社取締役等およびグループ各社代表取締役により構成される経営企画会議に報告する。
 - ・ 当社は、当社グループにおいて、組織または個人による違法・不正・反社会的行為が行われた際、役職員が社内窓口または社外の弁護士に直接通報できる内部通報制度を整備し運用する。
- 2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 当社は、文書管理に関する規定を整備し、重要な会議の議事録等取締役の職務執行にかかる情報は、同規定の定めるところにより、適切に文書または電磁的媒体により保存・管理を行う。
 - ・ 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、当社グループの企業活動にかかるコンプライアンス、品質確保、情報セキュリティおよび災害等にかかるリスクについて規程の整備を行うとともに、それぞれの統括部署を定め組織横断的リスク状況の監視や対応を行う。
 - ・ 監査役および監査室は、当社グループのリスク状況を把握し、新たなリスクを発見した場合、コンプライアンス室に報告する。コンプライアンス室は、定期的リスク管理体制を見直し、その問題点の把握と改善に努める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ グループ各社は、「取締役会規則」および「職務権限規則」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備し運用する。

- 5) 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、グループ会社の事業運営にかかる重要事項について、「グループ会社管理規則」に則り、経営企画会議に報告させる体制を整備し運用する。
 - ・ 当社代表取締役は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する権限と責任を有し、これらを横断的に推進し、管理する。また、内部統制管理責任者は、必要に応じて内部統制システムの改善を行う。
 - ・ 監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査役へ報告する。

- 6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に則り、関連規程および適切に報告する体制を整備し、これらを定期的・継続的に評価し運用する。

- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置き、その人事については、監査役の意見を尊重する。

- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役の職務の補助を行う使用人は、監査の補助業務を行う場合、他の役職員からの指揮命令を受けない。
 - ・ 当社は、使用人がその職務の遂行を理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底を行う。

- 9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な意思決定会議に出席し、役職員から、重要事項の報告を受ける。また、グループ各社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- 10) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めがない事項においても当社グループの役職員および会計監査人に対して報告を求めることができる。
 - ・ 監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部専門家を自らの判断で起用することができる。
 - ・ 監査役の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要でないとして証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①内部統制基本方針の改正内容の周知

当社は、2015年4月28日に当社取締役会の決議により内部統制基本方針の内容を一部改正いたしました。その趣旨、内容等につきまして当社および当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

②コンプライアンスの状況

グループ各社に、コンプライアンス委員会の設置またはコンプライアンス・リーダーの任命を指示しております。

また、グループ各社からコンプライアンス事象の発生状況およびコンプライアンス研修・教育の実施状況等を当社コンプライアンス室に月次に報告させており、これらの活動を通じて法令、定款および社内規程の遵守が図られていることを把握しております。

③リスク管理体制の状況

当社グループの経営における重要な損失または不利益を最小限とするため、グループ各社が策定したリスク管理表により、リスクの把握・管理を図っております。

また、監査役および監査室が連携し、リスクへの対応状況を継続的に監視しており、コンプライアンス室はリスク管理体制等の改善ならびにリスクへの対応時における助言等を行っております。

さらに、当社取締役およびグループ会社代表取締役等で構成される経営企画会議において、グループ各社におけるリスク情報の共有ならびに情報交換を行っております。

④グループ会社管理体制

当社はグループ会社に対し、経営状況、財務状況について、経営企画会議において、これらの状況を報告させております。また、グループ会社の事業運営にかかる重要事項について、経営企画会議において検討ならびに指導を行っております。

⑤内部監査の状況

社長の直轄である監査室は、グループ会社の財務報告にかかる内部統制システムの有効性について検証および評価を行っております。また、コンプライアンス室と連携の上、グループ会社のコンプライアンス状況の監査を行っております。

これらの結果は、監査役および経営企画会議に報告されております。

⑥監査役職務の執行状況

監査役は、取締役会、経営企画会議等への出席および稟議書等の重要書類の定期的な閲覧により、当社グループの事業運営にかかる監査の実効性の向上を図っております。

また、会計監査人、監査室等と綿密な情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討し、意見を述べております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務および事業活動を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものであると考えております。

そして、特定の者の大量買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には個々の当社株主の方々の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様において、当該提案が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素に鑑み、当社の企業価値および株主共同の利益にいかなる影響を及ぼすかについて、短期間のうちに適切にご判断いただくことは必ずしも容易でないものと思われま。従いまして、大量買付けの提案に際しては、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間が提供されるべきであり、敢えてそれをせずに当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するもの、当社取締役会において買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等もあり得ます。

特に、当社の企業価値は、株主の皆様、取締役のほか従業員、顧客、取引先あるいは地域社会の人々等の様々な関係者に支えられ、生み出されております。

また、当社グループにおいては、これまで、総合建設コンサルタント事業により培った技術力やノウハウを活かし、「社会インフラ」、「社会教育」、「情報サービス」、「健康」に関する分野を通じて地域社会に貢献しています。

当社グループの主業である総合建設コンサルタント事業は、主に地域社会に密着した公共・公益事業に関する業務を担っております関係上、当社の社会的評価が企業価値の向上のための非常に重要な要素であると考えます。

また、これらを踏まえ、当社グループでは、社会的評価の向上のため、国・地方自治体等の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の強化はもとより、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する諸問題に取り組むとともに、それらを担う人材の確保・育成等を積極的に行っております。

これらに加え、健全で強固な財務体質の維持は、社会的評価の向上のために不可欠な要素であるとの観点から、財務体質の維持・向上に取り組んでおります。

従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、社会的使命および企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立ち、継続的に当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を維持させていくことが必要と考えております。

当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなり、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

さらに、このような者による大規模な買付けに対し、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

1) 企業価値向上への取組みについて

当社グループは、総合建設コンサルタント事業を営む株式会社ウエスコを中心とした事業会社7社にて、スポーツ施設運営事業、水族館運営事業、その他事業の幅広い事業を展開しております。

これまで、当社グループは一丸となり、多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく品質ならびにサービスレベルの向上に努めてまいりました。

さらに、業務実績を通じて培われた顧客等との信頼関係をより一層、強固なものにすべく、地域に密着したきめ細やかな営業活動ならびに充実したサポートを実施し、顧客満足度の向上に努めております。

当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業は、「株式会社ウエスコ」、「株式会社西日本技術コンサルタント」、「株式会社アイコン」、「株式会社オーライズ」の4社にて構成されております。これらの4社は、公共事業における各種測量・調査・設計業務に加え、それぞれの得意分野に注力することにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

「株式会社ウエスコ」は、「未来に残す、自然との共生社会」を企業理念に、人にやさしい未来の建設と地域社会への貢献を使命として、環境・地質・地盤・土木・水道等の幅広い分野の設計・調査等の業務を通じて社会インフラの整備・充実に寄与してまいりました。

近年では、道路・橋梁・トンネル等の長寿命化を図るためのコンサルティング業務、デジタル航空カメラを活用した地上の画像解析、防災関連業務、三次元高精度情報計測技術のコンサルティングサービスなどにより、同社の持つノウハウを最大限に利用した業務分野に注力してまいりました。

次に、「株式会社西日本技術コンサルタント」は、飲料水から排水、産業廃棄物、土壌、地下水などの分析および大気、振動・騒音、臭気等の測定ならびに環境コンサルティングに至るまでの総合的なサービスを行ってまいりました。

また、「株式会社アイコン」ならびに「株式会社オーライズ」は、豊富な測量業務の実績によって培われた信頼を背景に、低コスト・高品質の成果と地域に密着したサービスを提供してまいりました。

スポーツ施設運営事業におきましては、職員と初心者会員とのコミュニケーションを重視した、きめ細やかなサービスの提供を行ってまいりました。また、健康志向の会員に向けたウェア、サプリメントなどの販売を行うことにより、顧客満足度の向上を図りつつ、企業向けの生活習慣病対策講習、公的施設での高齢者健康維持対策講習などのイベントを継続的に開催しております。

水族館運営事業におきましては、当社グループが持つ環境・地域整備・都市計画等の技術を活用し、多様なニーズに対応したサービスの提供や地域活性化に資する付加価値の高い水族館運営に努めてまいりました。

その他事業におきましては、複写製本事業および不動産事業を行っております。複写製本事業は、スキャニング業務、電子ファイリング業務に加え、3Dプリンターの機器販売およびスキャナーによる三次元データの作成・編集加工業務等を行い、競合他社との差別化を図ってまいりました。また、不動産事業は、所有の住宅用土地の販売を推進するため、地元のハウズビルダーおよび大手住宅メーカーとの連携を行い、販路の拡大を行ってまいりました。

以上の各事業における時代の趨勢に即したコンサルティング能力を発揮するため、技術力の向上およびそれを担う高度な専門性を有する技術者の確保・育成は、企業価値向上のために不可欠な事項であると考えます。

今後とも、当社グループの持つ技術力、創造力、実践力を結集し、統合された組織力で、当社の企業価値および株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値を高めるためには、当社グループ全体でコーポレート・ガバナンスを充実させ、組織体制や監督体制を整備し適切に機能させていくことが重要な課題であると考えております。

当社は、2014年2月に株式会社ウエスコの完全親会社として株式移転により設立され、東京証券取引所市場第二部に株式を上場いたしました。当社は、純粋持株会社としてグループ会社の経営の支配、指導、管理を行っており、業務執行における責任と権限を事業会社である子会社に委譲しておりますが、グループの経営方針および経営戦略に関する事項、重要な買収・合併等に関する事項等、グループ全体に影響する可能性がある経営上の重要事項については、当社取締役会の事前承認を要することとしています。

また、当社取締役、当社コンプライアンス室長ならびに各グループ会社社長にて構成する経営企画会議を定期的で開催し、コンプライアンス事象の情報共有と経営上のリスクに対する検討等を実施しております。

なお、環境の変化に迅速に対応できる体制の構築のため、取締役の任期は1年としております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とし、社外取締役を複数名選任する方針としております。また、社外取締役は取締役会において、その豊富な経験と幅広い見識から、様々な助言を行っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役3名は、取締役会に出席するほか、当社の業務・財務状況に関する調査をはじめ、当社取締役の業務執行について監査を行っております。

さらに、「ウエスコグループ行動憲章」を定め、これに基づいて「コンプライアンス規則」、「個人情報保護方針」、「社内通報制度規定」、「IT基本方針」等を制定し、グループ会社を統制するとともに、コンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、法令遵守に努めております。

このように当社経営陣は、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指し、緊張感と責任感を持って、日々の経営に当たっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1) 本規則の目的

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するためには、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断しました。具体的には、当社取締役会による事前の同意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）を議決権割合で20%以上取得することを目的とする大量買付けやかかる大量買付けの提案（以下、「大量買付け等」と総称し、大量買付け等を行う者を「大量買付者」といいます。）が行われた場合に、当該大量買付け等にいかなる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続を設定することを目的として、本規則を制定いたしました。

大量買付け等が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が当該大量買付け等について迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含みます。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付け等が行われた際に、その時点における当社取締役による自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様意思を確認するための手続や当社取締役会による対抗措置が

発動される場合の手続等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

そこで、本規則においては、大量買付け等が行われた場合に大量買付者や当社取締役会が遵守すべき手続、当社株主の皆様のご意思を確認するための手続等について、客観的かつ具体的に定めることといたしました。なお、当社は、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付けを行う旨の提案や通告を受けているわけではありません。

2) 本規則の概要

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

(本規則の骨子)

本規則は、①規則本文、②大量買付け等に際し、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出すべき情報を例示した「附則1. 情報開示を求める事項」、および③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2. 新株予約権の概要」から構成されています。

規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほか大量買付け等に関する手続、非濫用的買付提案の要件、適正買付提案の要件、大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め、開示情報の使用と検討結果の開示、株主意思確認手続、本新株予約権の株主無償割当ての実施ならびに本規則の廃止、法令の改正等による修正等について定めております。

(本規則の主要な事項)

①大量買付け等に関する手続

大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会の事前の同意がないままに、大量買付け等を行う場合には、当該大量買付け等の実施に先立って、本規則に定める意向表明書ならびに当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付者およびそのグループ等から提出された情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者およびそのグループ等においては、当該期限までに、かかる情報および資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会において、当該情報および資料が当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分なものであると判断した場合、当社取締役会は、その旨を公表し、当該公表日を起算日として進行する検討期間（大量買付け等の条件が、現金のみを対象（全額円貨）とし、かつ当社株券等の全てを対象とする公開買付けである場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内とします。）において、大量買付け等が、下記②に定める非濫用的買付提案に該当するか否か、および、下記③に定める適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとします。

当社取締役会が、大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として、本規則附則 2. にその概要を規定する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うものとします。

当社は、当社取締役会が、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて下記④に定める株主意思確認手続を行うものとします。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとします。

当社取締役会は、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか否かについて検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問するものとし、また必要に応じ専門家（弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これらに限られません。以下「外部専門家」といいます。）と協議を行うことができるものとし、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとします。また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉し、当社取締役会の代替案を提示することもできるものとします。

なお、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定されるまで、公開買付けを開始し、またはその他の方法による大量買付け等に着手してはならないものとします。

②非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいいます。

- (i) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているもの（いわゆるグリーン・メーラー）ではないこと。
- (iii) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (iv) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (v) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を

させるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。

- (vi) 大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付け条件を不利に若しくは明確にしないままの買付け条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

③適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいいます。

- (i) 大量買付け等に係る条件（対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。）が、当社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等の提案（大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後ににおける当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資すること。

④株主意思の確認

当社取締役会が、大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて当社株主の皆様の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）を実施いたします。

当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

⑤本規則の廃止

本規則は、(1)当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点、(2)当社取締役会の決定により本規則の廃止が決議された時点、(3)2017年10月27日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点のうち最も早い時点で廃止されます。

また、本規則は、法令の改正等があった場合には、定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、当社取締役会において変更または修正を行う場合があります。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本規則は、大量買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確認するためのものです。

その内容は、当社取締役会が当該大量買付提案について迅速かつ誠実な調査を行ったうえで、当社株主の皆様が必要かつ十分な判断材料を提供すること、その時点における取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者機関である独立委員会に諮問することなど、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するために必要となる手続を予め明確に定めるものです。

(ご参考) 買収防衛策の非継続（廃止）について

本規則は、当事業年度末時点のものを記載しております。

当社は、2020年9月11日開催の取締役会において、本規則の有効期間が満了する2020年10月27日開催予定の第7回定時株主総会終結の時をもって、本規則を継続せず廃止することを決議いたしました。

詳細につきましては、2020年9月11日付当社プレスリリース「当社株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）の非継続（廃止）について」（インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.wescohd.co.jp/>）に掲載しております。）をご覧ください。

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年8月1日)
(至 2020年7月31日)

(単位：千円)

	株 主		資 本		株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2019年8月1日残高	400,000	9,802,318	4,146,230	△670,503	13,678,045
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△226,005	-	△226,005
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	514,232	-	514,232
自己株式の取得	-	-	-	△144	△144
自己株式の処分	-	0	-	1	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	0	288,226	△143	288,083
2020年7月31日残高	400,000	9,802,319	4,434,457	△670,647	13,966,129

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2019年8月1日残高	106,855	106,855	13,784,900
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△226,005
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	514,232
自己株式の取得	-	-	△144
自己株式の処分	-	-	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△63,796	△63,796	△63,796
連結会計年度中の変動額合計	△63,796	△63,796	224,287
2020年7月31日残高	43,058	43,058	14,009,188

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類)

注記事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

株式会社ウエスコ、株式会社エヌ・シー・ピー、株式会社NCPサプライ、株式会社西日本技術コンサルタント、株式会社アイコン、株式会社オーライズ、株式会社エヌピーおよび株式会社アクアメント

非連結子会社の状況 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当の会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ) たな卸資産

未成業務支出金 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産

定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

（リース資産を除く）

建物及び構築物 35～39年

ロ) 無形固定資産

ソフトウェア（社内利用のソフトウェア）

（リース資産を除く）

見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 重要な引当金の計上方法

イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,787,768千円

2. 保証債務

保証債務残高

以下の会社の金融機関からの借入に対し連帯保証を行っております。

株式会社四国水族館開発 1,000,000千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の総数 普通株式 17,724,297株

2. 配当金支払額

2019年10月29日開催の第6回定時株主総会において、次のように決議しております。

(イ) 配当金総額 226,005千円

(ロ) 1株当たり配当額 15円

(ハ) 基準日 2019年7月31日

(ニ) 効力発生日 2019年10月30日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年10月27日開催予定の第7回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

(イ) 配当金総額 226,000千円

(ロ) 配当金の原資 利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額 15円

(ニ) 基準日 2020年7月31日

(ホ) 効力発生日 2020年10月28日

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

た	な	卸	資	産	69,894千円	
未		払		金	559,522千円	
未	払	事	業	税	38,287千円	
繰	越	欠	損	金	52,370千円	
建				物	121,657千円	
土				地	427,104千円	
資	産	除	去	債	務	16,978千円
そ		の		他	25,124千円	
小				計	1,310,942千円	
評	価	性	引	当	額	△671,155千円
合				計	639,786千円	

繰延税金負債

そ	の	他	有	価	証	券	評	価	差	額	金	△18,860千円
資	産	計	上	除	去	費	用				△2,483千円	
合							計				△21,344千円	
繰	延	税	金	資	産	の	純	額			618,442千円	

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれています。

固定資産	……………	繰延税金資産	639,357千円
固定負債	……………	繰延税金負債	20,915千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
評価性引当額の増減	0.9%
親会社と連結子会社との税率差異	3.9%
住民税均等割	5.1%
永久に損金に算入されない項目	2.7%
永久に益金に算入されない項目	△0.4%
その他の	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

受取手形及び完成業務未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券および投資有価証券は主に株式、金銭の信託は合同運用指定金銭の信託等であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

業務未払金および未払金は、ほとんど1年内に決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形及び完成業務未収入金に係る取引先の信用リスクは、連結子会社においては、受託業務管理規程に従い、支社別・取引先別に期日管理および残高を管理することにより、信用リスク低減に努めております。有価証券の発行体の信用リスクに関しましては、当社において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

有価証券および投資有価証券、金銭の信託につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経営管理本部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借入枠を拡大・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,172,950	7,172,950	—
(2) 受取手形及び完成業務未収入金 貸倒引当金 (※)	832,661 △5,349		
	827,311	827,311	—
(3) 有価証券および投資有価証券	2,556,490	2,556,490	—
(4) 金銭の信託	700,000	700,000	—
資産計	11,256,752	11,256,752	—
(1) 業務未払金	671,145	671,145	—
(2) 未払金	1,770,369	1,770,369	—
(3) 未成業務受入金	1,424,349	1,424,349	—
負債計	3,865,865	3,865,865	—

※受取手形及び完成業務未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成業務未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。合同運用指定金銭の信託等は短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

契約期間が短期で預金と同様の性格を有するため当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 業務未払金、(2) 未払金、(3) 未成業務受入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式(※1)	206,882
② 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(※2)	500,000
合 計	706,882

(※1) 非上場株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしていません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社グループは、株式会社オーライズを除き総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用(確定拠出年金制度) 121,575千円

3. 厚生年金基金に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(2020年3月31日現在)

	そくりょう&デザ イン企業年金基金	全 国 企 業 年 金 基 金
年金資産の額	58,254,727千円	20,345,054千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	46,764,355千円	16,160,010千円
差引額	11,490,372千円	4,185,044千円

	そくりょう&デザ イン企業年金基金	全 国 企 業 年 金 基 金
(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合	2.54%	0.09%

(3) 補足説明

そくりょう&デザイン企業年金基金

上記 (1) の差引額の主な要因は、当年度剰余金等11,490,372千円であります。

全国そごう企業年金基金

上記 (1) の差引額の主な要因は、別途積立金4,185,044千円であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	929円81銭
1 株当たり当期純利益	34円13銭

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響については、不確実性が高く、収束時期が予想しづらい状況にあります。感染症が一層拡大し長期化する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症による売上高への影響が今後2021年7月期まで続くとの仮定の下、スポーツ施設運営事業における固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(計算書類)

株主資本等変動計算書

(自 2019年8月1日
至 2020年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金 そ の 他 資 本 金	利 益 利 益 準 備 金	剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
				そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2019年8月1日残高	400,000	9,802,318	77,141	1,766,404	1,843,545	△670,503	11,375,361
事業年度中の変動額							
利益準備金の積立	-	-	22,600	△22,600	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△226,005	△226,005	-	△226,005
当期純利益	-	-	-	319,020	319,020	-	319,020
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△144	△144
自己株式の処分	-	0	-	-	-	1	1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	0	22,600	70,415	93,015	△143	92,872
2020年7月31日残高	400,000	9,802,319	99,741	1,836,819	1,936,561	△670,647	11,468,233

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額	純資産合計
2019年8月1日残高	106,855	11,482,216
事業年度中の変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	-	△226,005
当期純利益	-	319,020
自己株式の取得	-	△144
自己株式の処分	-	1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△63,796	△63,796
事業年度中の変動額合計	△63,796	29,076
2020年7月31日残高	43,058	11,511,292

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(計算書類)

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 35～38年
3. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する短期金銭債権 18,147千円
関係会社に対する長期金銭債権 2,805,695千円
関係会社に対する短期金銭債務 200千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,753,097千円
3. 保証債務
以下の会社の金融機関からの借入に対し連帯保証を行っております。
株式会社四国水族館開発 1,000,000千円

(損益計算書関係)

- 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 営業収益 | 713,310千円 |
| 営業費用 | 3,076千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2,767千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

- 自己株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,657,615株 |
|------|------------|

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未				払	金	7,897千円
未	払			事	税	2,927千円
繰	越			欠	金	29,346千円
土				業	地	371,419千円
関				損	式	219,301千円
資	係	会	社	株	務	2,606千円
そ	産	除	去	債	他	2,525千円
			の		計	636,024千円
小					額	△636,024千円
評	価	性	引	当	計	-千円
合						

繰延税金負債

そ	他	有	価	証	券	評	価	差	額	金	△18,860千円
資	産	計	上	除	去	費	用			計	△575千円
合										計	△19,436千円
繰	延	税	金	負	債	の	純	額		額	△19,436千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法	定	実	効	税	率	30.5%											
(調整)																	
評	価	性	引	当	額	の	増	減		2.4%							
住	民	税	均	等	割					0.4%							
永	久	に	損	金	に	算	入	さ	れ	な	い	項	目	2.2%			
永	久	に	益	金	に	算	入	さ	れ	な	い	項	目	△35.0%			
税	効	果	会	計	適	用	後	の	法	人	税	等	の	負	担	率	0.5%

(関連当事者との取引)
子会社等

属性	名称	議決権 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)		科目	期末残高 (千円)
			役員 兼任	の等 事業 上係 関					
子会社	(株) ウ エ ス コ	所有 直接 100%	-	経営指導 不動産の賃貸 資金の貸付	経営指導料の受取 (注)1	72,888	-	-	
					不動産賃貸収入 不動産の賃貸(注)2 資金の貸付(注)3	227,240	-	-	
					利息の受取	2,005	長期貸付金	2,000,000	
子会社	(株) エヌ・シー・ピー	所有 直接 100%	-	資金の貸付	資金の返済	15,000	短期貸付金	12,000	
					資金の貸付	150,000	長期貸付金	800,695	
					利息の受取	701	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等については、契約条件により決定しております。
2. 不動産賃貸料については、近隣家賃等を参考に決定しております。
3. 資金の貸付の利率については市場金利を勘案して決定しております。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	764円02銭
1株当たり当期純利益	21円17銭

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。